

韓国大法院徴用工判決に思う

歴史問題の解決に求められる加害者の慎みと節度

植民地支配と向き合う

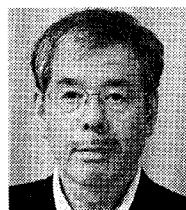
戦時中、日本製鉄（現新日鉄住金）で強制労働させられた元徴用工が同社に損害賠償を求めた裁判で、韓国大法院は同社に賠償を命じる確定判決をなした。その後、三菱重工に対しても、同様な判決がなされた。判決に対する日本社会の反応はおおむね批判的だ。1965年の日韓請求権協定で決着済みであり、判決は国家間の合意に反するとの声がしきりである。

国家間の合意というのが、前記判決が指摘するように、その合意の範囲に本件で問題となつてい

る植民地支配の清算はなかった。植民地支配の清算のような歴史問題の解決には、加害者が、加害の事実と責任を認め、謝罪することが不可欠だ。だが、当時、ベトナム戦争の泥沼にあえいでいた米国の強い要求下で締結された日韓請求権協定では、それが一切なかった。当時の椎名悦三郎外相は、65年11月19日、参議院本会議で、協定による無償3億^{ドル}は賠償ではなく「独立祝い金」だと答弁した。無償3億^{ドル}、当時のレートで1080億円。請求権協定は、この1080億円相当の「日本国の生産物および日本人の役務をこの協定の

弁護士（東京弁護士会所属）

内田 雅敏



効力発生の日から十年の期間にわたって無償で供与する」（第1条）とした。つまり無償3億^{ドル}、1080億円が一括支給されたのである。10年分割、しかも「現物支給」であった。日本政府は、新日鉄などの国内企業のプラントを買い上げ、これを韓国に提供するなどした。請求権協定は日本にとつて一石二鳥であった【注1】。

次に、これまた判決の指摘するところだが、国家の請求権と個人の請求権は別である。放棄されたのは国家の外交保護権であり、日韓請求権協定は個人の請求権には及ばない。この外交保護権の放棄

論は、原爆訴訟【注2】以降の日本政府の見解であつたはずだ。91年8月27日、衆院予算委員会で柳井俊二外務省条約局長（当時）は、日韓請求権協定の「両国間の請求権の問題は完全かつ最終的に解決した」の解釈について「これは日韓両国が国家として持つております外交保護権を相互に放棄したということでございます。したがいますして、いわゆる個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたというものではないでございます。日韓両国間で政府としてこれを外交保護権行使として取り上げることができない。こういう

意味でございます」と答弁している。**【注2】**で述べているように、この外交保護権の放棄論は、日本政府が自国民の連合国に対する賠償請求権を放棄したことに對する自国民からの賠償請求を免れるために言い出したものだ。

連合国をして、「朝鮮人民の奴隸状態に留意し、やがて朝鮮を自由独立なものにする決意を有する」(カイロ宣言)と言わしめた日本の植民地下での強制労働の実態(判決は過酷な労働の実態について詳細な認定をしている)および、それに対する謝罪と補償の欠如を直視すれば、「国家間の合意」による解決済み論とはまた別な論が導き出される。

歴史問題の解決のためには被害者の寛容が必要だが、そのためには加害者の慎みと節度が不可欠だ。

中国人強制連行・強制労働

強制労働問題は韓国人だけでなく中国人についてもあった。アジア・太平洋戦争の長期化の中で、42年、東条英機内閣は中国大陸か

ら中国人を日本国内に連行し、鉱山、ダム建設現場などで労働させることをくわだて、「華人労働者移入に関する件」を閣議決定した。これに基づき44年8月から翌45年5月までに3万8935人の中国人を日本に強制連行し、135の事業場で強制労働させた。過酷な労働により、日本の敗戦に至るまでの間に6830人が亡くなった。

強制連行された中国人中、986人が秋田県大館市の花岡鉱山にあつた鹿島組(現在の鹿島建設(株)の前身)花岡出張所に配置された。彼らは花岡川の改修工事などに従事させられたが、ろくな食事も与えられないまま、苛酷な労働を強いられ、次々と倒れていった。このような奴隷労働に耐え切れなくなった彼らは、ついに45年6月30日、「暴動」を起こすに至った。

このような絶望的な蜂起はたちまちのうちに憲兵隊、警察によって鎮圧され、彼ら中国人はさらに厳しい拷問を受けた。この鎮圧、その後の拷問の中で100人以上

の者が殺された。これが「花岡事件」と呼ばれるものである。結局、鹿島組花岡出張所では、強制連行されてから日本の敗戦に至るまでの1年未満の間に、連行された者の約半数に相当する418人が死亡している。

この死亡率は他の事業所と比べ異常に高い。筆者らが米国の公立公文書館で発見した「鹿島組華人労働者暴動状況ノ件」と題する報告書(昭20・7・20)がある。花岡暴動の原因について調査を命じられた当時の仙台俘虜收容所長から情報局宛てに出された同報告書は、「花岡暴動」の原因、動機として労働加重、食糧不足、労賃の未払いと並んで「華人ヲ取扱フコト牛馬ヲ取扱フ如クニシテ作業中停止セバ撲タレ部隊行進中他二遅レレバ撲タレ彼等ノ生活ハ極少量ノ食糧ヲ与エラレ最大ノ要求ト撲ラレルコトノミト言フモ過言ニアラズ」と記している。

これらの資料は、鹿島組花岡出張所での強制労働がいかに苛酷なものであつたかを如実に物語っている。

日本の敗戦により、この「花岡事件」は連合国の知るところとなり、横浜のBC級戦犯裁判で当時の鹿島組花岡出張所長、大館警察署長らが戦争犯罪人として裁かれ、6人に対し絞首刑を含む厳しい判決が下された(しかし、その後、絞首刑は無期に減刑されるなどし、結局1955年までには全員が釈放された)。

日本の敗戦後、これらの受難者・遺族に對する日本国家・使役企業からの謝罪、賠償はなされなかつた。72年の日中共同声明で中国側の賠償請求権は放棄されており、日韓請求権協定と同様、「国家間の合意」により解決済みと強弁されてきたのだ。

中国人強制連行・強制労働問題に關しては中国側受難者・遺族およびそれを支える日本側支援者の裁判闘争を含む長年にわたる闘いの結果、2000年の花岡事件(鹿島建設)和解、09年の西松建設和解(新潟県内の事業所分は翌年和解)、16年の三菱マテリアル和解などが成立した。花岡和解があつたから西松和解が成立した。三菱

マテリアル和解は、前2つの和解があつたからこそ成立した。前の和解を教訓とし、不十分さを克服し、よりよいものとしてきた。

花岡和解

00年11月29日、東京高裁で成立した中国人強制連行花岡事件和解は、国の責任が未解決のままであるなど、この問題についての最終的解決ではなかつたが、「戦後処理の大きな一里塚」（朝日新聞社説、11月30日）、「歴史はきちんと伝えたい」（毎日新聞、同日）、「かくて宿題が残つた」（補償問題はサンフランシスコ条約と2国間条約で解決済み）という日本政府の主張はもはや通じない（東京新聞、同日）等々の新聞報道にも見られるように、次の解決——企業と国が各々50億^{マルク}ずつ出し合い、記憶・責任・未来基金を作り上げたドイツ——に向けてのステップとして歓迎された。

鹿島建設は、和解金の5億円という金額に不満であつたが、それ以上に、同じ問題を抱える同業他社に対する配慮もあつたのだら

う、なかなか和解に應じなかつた。しかし、新村正人裁判長は、粘り強く鹿島建設を説得し、和解による解決を投げ出さなかつた。最終的な局面では故土井たか子さん、故後藤田正晴さんらの剛腕という陰の助力もあつた。

西松建設広島安野和解

04年7月9日、控訴審である広島高裁は、広島安野中国人受難者・遺族らからの請求を認容し、西松建設に受難者らに対し各金550万円の支払いを命ずる判決をなした。

西松建設からの上告を受理した最高裁第二小法廷は、広島高裁が認定した受難者らの被害事実をそのまま踏襲した上で、「前記事実関係にかんがみて本件被害者らの被つた精神的・肉体的な苦痛は極めて大きなものであつたと認められる」と述べながらも、受難者らの請求権は、1972年の日中共同声明第5項に「中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する」

とあることから、「日中戦争の遂行中に生じた中華人民共和国の国民の日本国又はその国民若しくは法人に対する請求権は、日中共同声明5項によつて、裁判上訴求する機能を失つたといふべきであり、そのような請求権に基づく裁判上の請求に対し、同項に基づく請求権放棄の抗弁が主張されたときは、当該請求は棄却を免れない」と受難者らの請求を棄却した。裁判上での請求はなし得ないが、請求権そのものが失われたと言つていけるのではなく、その意味では、日韓請求権協定に関する日本政府の見解——すなわち外交保護権であつて、請求権そのものが消滅したものではないとする見解と同様であり、また韓国大法院の判決理由とも同じである。

そして、最高裁第二小法廷判決は、続けて以下のようにも述べた。「なお：個別具体的な請求権について債務者側において、任意の自発的対応をすることは避けられないところ、本件被害者らの蒙（こうむ）つた精神的・肉体的苦痛が極めて大きかつた一方、上告人（西

松建設）は前述したような勤務条件で中国人労働者らを強制労働に従事させて相応の利益を受け、更に前記の補償金を受領しているなどの諸般の事情にかんがみると、上告人を含む関係者において、本件被害者らの被害の救済に向けた努力をすることが期待されるころである」

新生西松建設の近藤晴貞新社長はこの付言を受けて和解を決断した。

三菱マテリアル社の決断

三菱マテリアル社の前身三菱炭業株式会社は、美唄炭鉱（北海道）、大夕張炭鉱（同）、尾去沢炭鉱（秋田）、勝田炭鉱（福岡）、飯塚炭鉱（同）、高島炭鉱新坑（長崎）、同端島坑、同崎戸坑、横峰炭山（宮崎）の9事業所に計2709人を強制連行し、強制労働させた。長崎市の端島海底炭鉱はその異形な形から「軍艦島」として有名である。同社はその他にも下請けとして、大夕張・地崎組（北海道）、雄別・土屋組（同）、美唄・鉄道工業（同）、合せて3765人を

強制労働させた。そのうち、日本の敗戦までに722人（船中死亡11人含む）が亡くなった。

戦争被害の「和解」のためには①加害者が加害の事実と責任を認め謝罪する②謝罪の証しとして和解金を支払う③同じ過ちを犯さないよう歴史教育、受難碑の建立、追悼事業などを行なう——の3つが不可欠だ。

三菱マテリアル社和解に際し、同社代表は北京に向き、受難生存勞工に対し「弊社は3765名の中国人労働者とその事業所に受け入れ、劣悪な条件下で労働を強いた」「弊社は当時の使用者としての歴史的責任を認め、中国人労働者およびその遺族の皆様に対して深甚なる謝罪の意を表する」と述べた。

そして受難者・遺族に1人当たり10万元（約160万円）の和解金を支給し、さらに「二度と過ちを繰り返さないため記念碑の建立に協力し、この事実を次の世代に伝えていくことを約束する」として、事業場等での「受難の碑」建立、中国からの受難者・遺族を招

いての追悼事業（各費用は和解金とは別途支給）を約束した。中国人受難者らは、同社の和解の決断に敬意を表し、同じ問題を抱える他の企業および日本国家が同社に倣い早急に問題解決に当たるよう呼びかけた。

和解成立後、生存受難者11人に前記謝罪と和解金が届けられた。現在、中国政府機関の協力も得て、日中平和友好条約40周年の本文中に、三菱マテリアル社、受難者・遺族らで構成する基金を設立し、遺族らに対する和解金の支給等和解事業を開始させるべく関係者間で最後の詰めがなされている。

花岡、西松広島での追悼事業

歴史問題の和解は、和解金の支払いによって終了ではない。和解事業を進め、和解の中身をさらに深め豊かにすることが大切だ。

花岡事件の現地、秋田県大館市では毎年6月30日、中国大使館からの参加も得て、市主催の中国人殉難者慰霊式を行ない、また地元支援者らによって花岡平和記念館

が建設された。

西松建設和解では、西松建設、中国人受難者・遺族および地元支援者らによって、強制労働の現地に加害と受難の歴史を記憶するため、「中国人受難之碑」が建立された。碑の両脇には受難者360人の名を刻んだ小碑が配されている。

碑の建立には地元芸太田町、中国電力など各方面の協力があつた。西松安野友好基金は、中国人受難者・遺族の方々を順次追悼式にお招きし、地元の町長らの参加も得て交流している。ささやかな日中民間交流だ。来日した受難者

・遺族らは、毎回、追悼式終了後、強制労働の現場を巡り、あらためて、過酷な労働を強いられた当時に思いをはせるとともに、翌日には原爆資料館を見学し、原爆被害のすさまじさに想像力を働かせ、慰霊碑に献花している。追悼式の中ではさまざまなエピソードもあった。建設当時の発電所が現在も稼働していることを知った遺族の一人が、「父たちがつくった、この発電所を、未永く使ってほし

い」と案内の中国電力の担当者に話しかけ、担当者は即座に「はい、大事に使わせていただきます」と答えたという。和解事業として行なわれる追悼式、原爆資料館見学などの活動は、草の根の日中友好運動の一端を担うものである。「このような活動を続けることによつて、やがて『受難の碑』は『友好の碑』となるであろう」と、ある受難者遺族が語ってくれたことが忘れられない。

三菱マテリアル和解でも同様な和解事業が遂行されるはずだ。それは日中間の緊張緩和に貢献する。

ドイツ型基金の設立による解決

戦争の被害は甚大であり、その全てを賠償することは不可能だ。植民地支配による被害の賠償も同様だ。しかし、真摯（しんし）にわびる気持ちがあるかどうかが重要である。ささやかであっても、前記戦争被害和解の3つの原則がなされるならば、被害者の慰藉（いしや）が得られる可能性もあり、ひいてはそれが未来に向けての友

好へと発展する。花岡、西松和解などの和解事業を遂行する中でそのことを実感した。韓国人徴用工に対する「賠償」は、中国人の場合と比較し、期間も長く、その対象者の数が圧倒的に違う。一企業では担い切れないかもしれない。

そこで考えられるのが、01年になされたドイツ型解決である。同年夏、ドイツでは国家が約50億マル、強制労働させたベンツ、フォルクスワーゲンなどの企業が約50億マル、合計100億マル（当時の日本円で約5200億円）を拠出し、「記憶・責任・未来」基金を設立し、ナチス時代に強制連行・強制労働させられた約150万人の人々に対する補償をなすこととし、07年にその任を終えた。

1998年10月8日、小淵首相と金大中大統領は日韓共同宣言を発し、「小淵総理大臣は、今世紀の日韓両国関係を回顧し、我が国が過去の一時期韓国国民に対し植民地支配により多大の損害と苦痛を与えたという歴史的事実を謙虚に受けとめ、これに対し、痛切な反省と心からの詫びを述べた。

金大中大統領は、かかる小淵総理大臣の歴史認識の表明を真摯に受けとめ、これを評価すると同時に、両国が過去の不幸な歴史を乗り越えて和解と善隣友好協力に基づいた未来志向的な関係を発展させるためにお互いに努力することが時代の要請である旨表明した」と述べた。

追記 植民地支配清算の苦悶

映画『アルジェの戦い』（ジッロ・ポンテコルヴォ監督。66年、イタリア）を見たことがあるだろうか。アルジェリア独立戦争を描いた強烈な映画だ。内戦の危機すらあったフランスのアルジェリア独立問題に見られるように、植民地支配の清算には多大な労力を要する。

樋口陽一『憲法と国家』（岩波新書、1999年）に以下のような記述がある。

1960年10月12日、浅沼稲次郎・社会党委員長が、演説会の壇

上で、右翼を名のる少年に刺殺されるという、衝撃的事件がおこった。その2日後、20歳台なかばの大学院生だった私は、生まれてはじめての飛行機にのって、生まれてはじめての外国に旅立った。日本からの海外渡航が法律上もおかねの上からも自由でなかったころの、フランス政府給費留学生としてのバリの2年間の始まりだった。

日米安全保障条約の改定をめぐって、そしてとりわけ5月19日衆議院での承認案件強行採決をきっかけとして展開していた、「政治の季節」。——そのまっただ中からやって来たバリは、一見、シックで静かなブルジョア社会の安定とはこういうものか、と思わせる雰囲気だった。（略）しかし実は、そのバリは、植民地支配のツケをどう清算するか、苦しみの真っ最中にいた。翌61年4月には、アルジェリー派遣軍の將軍たちの反乱があった。

4月23日、ド・ゴール大統領は、テレビで国民に呼びかけた。——「1940年6月18日、

深淵の底からのフランス再建の膨大な努力」に言及しながら、そのような成果が、「奉仕し服従することこそが義務であり名誉であり存在理由であるはずの者たち」によって水泡に帰そうとしている、と反乱を弾劾した。「6月18日」という日付に言及することにより、彼自身が、ナチス占領軍をうけ入れた合法政権に対する抵抗運動の指導者だったことを強調するとともに、この演説を、「フランス人諸君よ、私に力を貸せ」(Fraisais, Français, Aidez-moi)と結んだのだった。ドブレ首相はラジオで、「サイレンが鳴ったらただちに、徒歩で、あるいは車で、飛行場に駆けつけ、彼らの重大な過ちを説得しよう。人民の魂から良識があらわれ、ひとりひとりが国民なんだと感じなければならぬのだ」とよびかけた。パラシユート部隊が首都を占拠しにやってくる、という情報があり、政府が内務省の中庭で市民たちに武器を配りはじめた、という噂が町に流れたのはこのときだった。

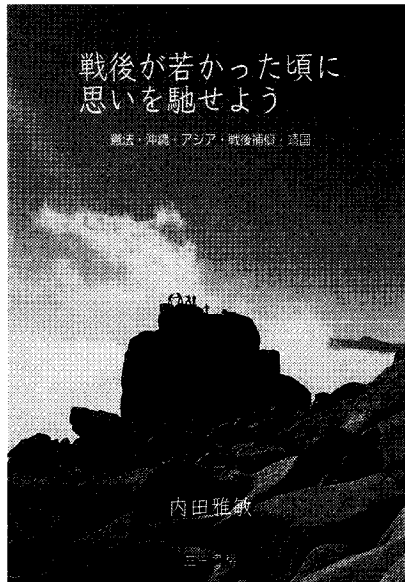
62年の対アルジェリー和平が成

立してゆく過程の前後には、極右の秘密軍事組織OASのテロが本土でも頻発した。ド・ゴール大統領の暗殺未遂事件は、よく知られている。

敗戦によって植民地支配問題を一気に「清算」し、その労苦を免れた日本は、今その労苦に直面している。

日本の植民地支配から発した徴用工問題を解決せずして、真の日韓友好はない。

本屋に「嫌韓本」が山積みになれ、一部夕刊紙が連日しつように韓国批判を展開している。しかし、昨2018年度の韓国人の来日数は前年5%増の753万人、



筆者近著『戦後が若かった頃に思いを馳せよう』
▷三一書房刊・定価1800円プラス税

韓国人の7人弱に1人が来日している計算になる。他方、日本人の海外旅行者は1895万人で7人弱に1人。「いかに韓国人がよく日本を旅行しているか、両者を比較すれば一目瞭然だ。それに対し、韓国と国交断絶などと騒ぐ一部日本人は、韓国の今を自分の目で見ていいのか。これら日本好きの一部韓国人に日本好きを深めてもらうことがいかに重要か」(藻谷浩介・日本総合研究所主席研究員、19年1月20日毎日新聞「時代の風」)。

【注1】日韓請求権協定に先立って、1950年代にインドネシア、フィリピン等、東南アジア諸

国に対する「賠償」がなされたが、常に「現物支給」方式であり、当時の吉田茂首相は、「賠償」という名の経済進出だと言っていた。

【注2】外交保護権の放棄であって、個人請求権は放棄されていないという日本政府の見解はどこから導き出されたか。

戦争被害をめぐる日本国民からの賠償請求は、戦時中、カナダに有していた資産を凍結、没収された日本人が、戦後、サンフランシスコ平和条約第14条によって、カナダ政府への賠償請求がなし得なくなることから、日本国憲法29条3項に基づき、個人財産保護のため、すなわち日本国に対する連合国からの賠償請求免除のために使用したとして、日本政府に賠償を求めたケースが最初だ。政府は、戦争被害は国民が等しく負わなくてはなくてはならないと答弁し、判決もこれを認容した。いわゆる「共同受忍論」だ。その後、

原爆の被害者から、同趣旨の賠償請求がなされたところ、政府は、さすがに、「共同受忍論」を主張することはできず、サ条約で放棄

したのは外交保護権であり、原爆被害者の米国への損害賠償請求権そのものを放棄したのではないから憲法29条3項による賠償義務を負わないと抗弁した。裁判所は、

原爆投下は国際法違反と認定した上で、政府の抗弁を入れ、原爆被害者らから賠償請求を棄却した。このように個人の請求権の放棄ではなく外交保護権の放棄だとする論は日本政府が憲法29条3項

による賠償義務を免れるために言い出したものである。日韓請求権協定でも、韓国における日本国民の「在外資産」の放棄による日本政府に対する賠償請求が起る可能性があった。

韓国大法院判決における少数説(反対説)は、外交保護権放棄論は日本政府が責任を免れるために言い出したものであると指摘している。

■うちだ・まさとし 1945年生まれ。68年早稲田大学法学部卒業。著書多数。近著に『平和資源』としての日中共同声明(スペースス伽耶、2017年)がある。